

○高速自動車国道及び自動車専用道路における臨時交通規制の実施要領の制定 について

〔平成26年12月18日交規甲達第1031号
石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号 平成24年10月23日付け交規甲達第31号「北陸自動車道及び自動車専用道路における臨時交通規制の実施要領の制定について（通達）」

高速自動車国道及び自動車専用道路における臨時交通規制については、対号に基づき実施しているところであるが、能越自動車道の当県内区間の一部供用開始やのと里山海道の交通量の増加等、諸般の交通環境の変化を踏まえ、より一層の交通の安全と円滑を図るため、別添の実施要領を定め運用することとしたので、関係所属においては適正な規制が実施されるよう配意されたい。

なお、対号は本要領の施行をもって廃止する。

別添

高速自動車国道及び自動車専用道路における臨時交通規制の実施要領

第1 目的

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)の規定に基づき、高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)において、暴風雨、降積雪、凍結、霧、その他の自然現象、交通事故、道路工事又は道路作業のため、交通の危険が生じ又はそのおそれがあるときにおいて交通規制を実施する場合に必要な一般的基準を定めることを目的とする。

第2 法的根拠

1 警察官による現場規制

法第75条の3(危険防止等の措置)

2 警察署長及び高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)による規制

法第5条第1項(警察署長等への委任)

法第114条の3(高速自動車国道等における権限)

第3 臨時交通規制実施の判断基準

1 臨時交通規制実施の判断基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 規制権限者

通行の禁止及び制限等の臨時交通規制は、警察署長等の権限によることを原則とするが、次のいずれかに該当し、規制時間が短時間の場合は、警察官による現場規制を実施し、数時間以上1か月未満に及ぶときは、警察署長等の権限

による規制に切り替えるものとする。

- (1) 暴風雨、降積雪、凍結、霧等の自然現象により、交通の安全と円滑を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 火災、爆発等が発生し又はそのおそれがあるとき。
- (3) 交通事故、積載物の散乱・流失又は物件の投げ捨て等により、交通の危険が生じたとき。
- (4) 道路工事又は道路作業を実施するに当たり、交通の安全と円滑を図る必要があるとき。
- (5) 上記以外の事由により発生した事案で、交通の安全と円滑を阻害するおそれがあるとき。
- (6) 高速自動車国道等以外の場所で発生した交通事故、交通渋滞、火災、爆発等の事案で、高速自動車国道等における交通の安全と円滑を阻害するおそれがあるとき。

第4 高速自動車国道における臨時交通規制の実施

1 通行の禁止及び制限

警察官は、臨時交通規制を実施する必要があると判断した場合は、別表第1に基づき必要な措置を執るものとする。

2 速度規制

警察官は、臨時速度規制を実施する必要があると判断した場合は、別表第1に基づき必要な措置を執るものとする。

3 交通情報の収集

適時適切な臨時交通規制を実施するため、警察官は道路交通情報の収集に努めなければならない。

4 臨時交通規制実施上の具体的手順は、高速道路交通警察隊において定めるものとする。

第5 自動車専用道路における臨時交通規制の実施

1 通行の禁止及び制限

- (1) 警察官は、臨時交通規制を実施する必要があると判断した場合は、別表第2に基づき、無線又は有線により、規制理由、規制内容、実施時間、実施区間等を石川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び所轄警察署長に報告するものとする。
- (2) 報告を受けた所轄警察署長は、道路管理者と協議の上、関係警察署長と調整を図り、必要な規制を実施するものとする。

2 速度規制

- (1) 警察官は、臨時速度規制を実施する必要があると判断した場合は、別表第2に基づき、規制理由、規制内容、実施時間、実施区間等を警察本部長及び

所轄警察署長に報告するものとする。

- (2) 報告を受けた所轄警察署長は、道路管理者と協議の上、必要な規制を実施するものとし、可変標識の制御卓が整備された警察署では、自署で制御卓を操作するものとする。
- (3) 規制が複数警察署にまたがる場合は、警察本部長が関係警察署長と調整を図るものとする。
- (4) 関係警察署長と調整が図られた場合は、速やかに交通管制センターで可変標識の操作を行い、警察署長権限による速度規制を補完するものとする。
- (5) 急を要する場合は、交通機動隊羽咋分駐隊の警察官に可変標識の制御卓の操作及び関係警察署との調整等の事務を代行させるものとする。

3 変更又は解除

臨時交通規制を変更又は解除する必要がある場合には、前記の要領に準じて実施するものとする。

4 確実な引継ぎ

当直の交替時において規制実施中の場合は確実に引継ぎを行い、適正な運用に努めること。

5 報告（通報）及び記録

警察署長が、その管轄区域内において交通規制を行うときは、別記様式第1号の「交通規制実施報告（通報）書」により、交通部交通規制課経由で石川県公安委員会及び他の警察署長に報告（通報）しなければならない。ただし、その期間が3日以内のもので、交通上支障の少ないものにあつては報告（通報）を要しない。また、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、交通規制を実施、変更又は解除した場合は、別記様式第2号の「臨時交通規制実施報告書」及び別記様式第3号の「臨時交通規制記録簿」により記録を残すこと。

第6 自動車専用道路における交通規制実施上の留意事項

1 交通情報の収集

適時適切な臨時交通規制を実施するため、所轄警察署及び交通機動隊羽咋分駐隊の警察官は、道路交通情報の収集に努めるとともに、収集した情報を交通規制課長に報告すること。

2 広報の徹底

交通規制の実施、変更又は解除に当たっては、関係警察署長及び交通規制課長は、運転者等に広報しその徹底を図ること。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

別表第1（第3、第4関係）

臨時交通規制実施の判断基準（高速自動車国道）

区 分		規 制	分 離 区 間
異 常 気 象 時	霧	80km規制	視界200m未満
		50km規制	視界100m未満
		通行止め	視界70m未満
	凍 結	80km規制	
		50km規制	部分的な凍結
		通行止め	強度の凍結
	雪	80km規制	スリップのおそれのある場合
		50km規制	
		普通タイヤ車チェーン	積雪概ね5cm未満（二輪車通行止め）
		全車タイヤチェーン	積雪概ね5cmを超えるおそれ
		通行止め	著しい積雪又は吹雪等で通行が危険な場合
	風	80km規制	瞬間風速15m/s未満
		50km規制	瞬間風速20m/s未満（二輪車通行止め）
		通行止め	瞬間風速20m/s以上（二輪車通行止め）
	雨	80km規制	スリップが予想
50km規制		ハイドロプレーニング現象が予想される場合	
通行止め		通行の危険又は道路の損壊が予想される場合	
地 震	80km規制	震度3	
	50km規制又は通行止め	震度4	
	通行止め	震度5弱以上	
事 故	落下物	50km規制	本線上又は通行車両に支障のある場合
		通行止め	通行不能
等 発	故障車停止	50km規制	本線上又は路肩で停止の場合
		通行止め	通行不能
生 時	交通事故等	50km規制	本線上
		通行止め	通行不能
道 路 工 事 又 は 道 路 作 業 時	50km規制	本線又は路肩において、道路工事又は道路作業を実施する場合	
	通行止め	本線又は路肩において、大規模な道路工事又は道路作業を実施する場合	

別表第2（第3、第5関係）

臨時交通規制実施の判断基準（自動車専用道路）

区 分		障 害 の 状 況	交 通 規 制	
異 常 気 象 時	風	平均風速	10m未満 60km/h表示（可変）	
		10m以上20m未満 40km/h表示（可変）		
		20m以上 必要区間通行止め（標識）		
	雨	雨量等	降雨初期その他スリップが予想される場合 60km/h表示（可変）	
			時間雨量50mm（起点～柳田IC）、30mm（柳田IC～終点）前後の雨量及び強風を伴う場合 40km/h表示（可変）	
			連続雨量300mm（起点～柳田IC）、200mm（柳田IC～終点）前後の雨量及び強風を伴う場合 40km/h表示（可変）	
			上記の雨量を超え、強風を伴い道路損壊等の危険が予想される場合 必要区間通行止め（標識）	
	霧	視界	150m以上	
			100m以上150m未満 60km/h表示（可変）	
			50m以上100m未満 40km/h表示（可変）	
			50m未満 必要区間通行止め（標識）	
			※ 夜間は状況に応じて規制を強化する。	
降雪・積雪	状況	一般的な降雪で、積雪・凍結に至らない場合 60km/h表示（可変）		
		積雪又は吹雪のため視界が悪い場合 40km/h表示（可変） 状況により、チェーン等装着者以外通行止め又は必要区間通行止め（標識）		
		積雪が著しい場合又は強度の吹雪で通行に危険が及ぶ場合 必要区間通行止め（標識）		
凍結	状況	凍結のおそれがある場合 60km/h表示（可変）		
		橋梁、日陰等で部分的に凍結した場合又は長い区間が凍結した場合 40km/h表示（可変）		
		強度の凍結により通行に危険が及ぶ場合 必要区間通行止め（標識）		
地震	状況	震度3 60km/h表示（可変）		
		震度4～5弱 40km/h表示（可変） 状況により、必要区間通行止め（標識）		
		震度5強以上 必要区間通行止め（標識）		
		道路の損壊、落石、雪崩、土砂崩れが生じ又は生じるおそれのある場合 通行止め（標識）		
津波	状況	津波高1～2m程度 40km/h表示（可変）		
		津波高3m以上 通行止め（標識）		
道路損壊等	状況	道路の損壊、落石、雪崩、土砂崩れが生じ又は生じるおそれのある場合 一方通行・片側交互通行 状況により、必要区間通行止め 必要区間通行止め（標識）		
		道路損壊等のため通行に危険が及ぶ場合 必要区間通行止め（標識）		
交通事故発生時等	状況	概ね1時間以内で交通事故処理が可能な場合 40km/h又は片側交互通行・一方通行		
		大規模な交通事故の発生又は事故処理が夜間若しくは長時間を用紙、それに伴う障害物等の除去で通行に危険が及ぶ場合 必要区間通行止め（標識）		
		火災、爆発その他の事案が発生し、通行に危険が及ぶ場合 必要区間通行止め（標識）		
道路工事又は道路作業時	状況	本線又は路肩において、道路工事又は道路作業を実施するに当たり、交通の安全と円滑を図る必要がある場合 70km/h、60km/h又は40km/h（可変若しくは可搬又は併用） 片側交互通行又は車線減少		
		本線又は路肩において、大規模な道路工事又は道路作業を実施するに当たり、交通の安全と円滑を図る必要がある場合 必要区間通行止め（可変若しくは可搬又は併用）		

別記様式（略）